

改正著作権法は『出版ビジネス』に
どのような影響を及ぼすか
改正の骨子と捉え方

弁護士 松田政行

1 柔軟な権利制限規定のその後の議論

はじめに

法律家による論点の検討

NBL no.1143 4頁、NBL no.1144 36頁、NBL no.1145 31頁

「[座談会] 平成30年改正著作権法施行に伴う柔軟な権利制限規定による著作物の利用拡大とこれからの課題」

産業界からの要請と新規ビジネスモデルの検討

産業座談会 COPYRIGHT no.703 (2019年11月刊行)

柔軟な権利制限規定に関する産業座談会「柔軟な権利制限規定の活用による期待される新たなサービスとイノベーション」

(1) 柔軟な権利制限規定の規範的意味

30条の4 (思想又は感情の享受を目的にしない利用)

非限定的柱書による受け皿規定 各号は完全例示規定

47条の4第1項 (電子計算機による著作物の利用に付随する利用等)

例示限定的柱書による受け皿規定 各号は類推例示規定

47条の5 (電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等)

政令指定を条件とした限定列挙規定 各号は限定例示規定

(2) 30条の4が提起する問題点

著作物の思想感情の享受と知覚認識の差異・限界

映像・音響機器開発時に行われる映像・音声コンテンツの視聴

家電量販店における映像・音声コンテンツの視聴

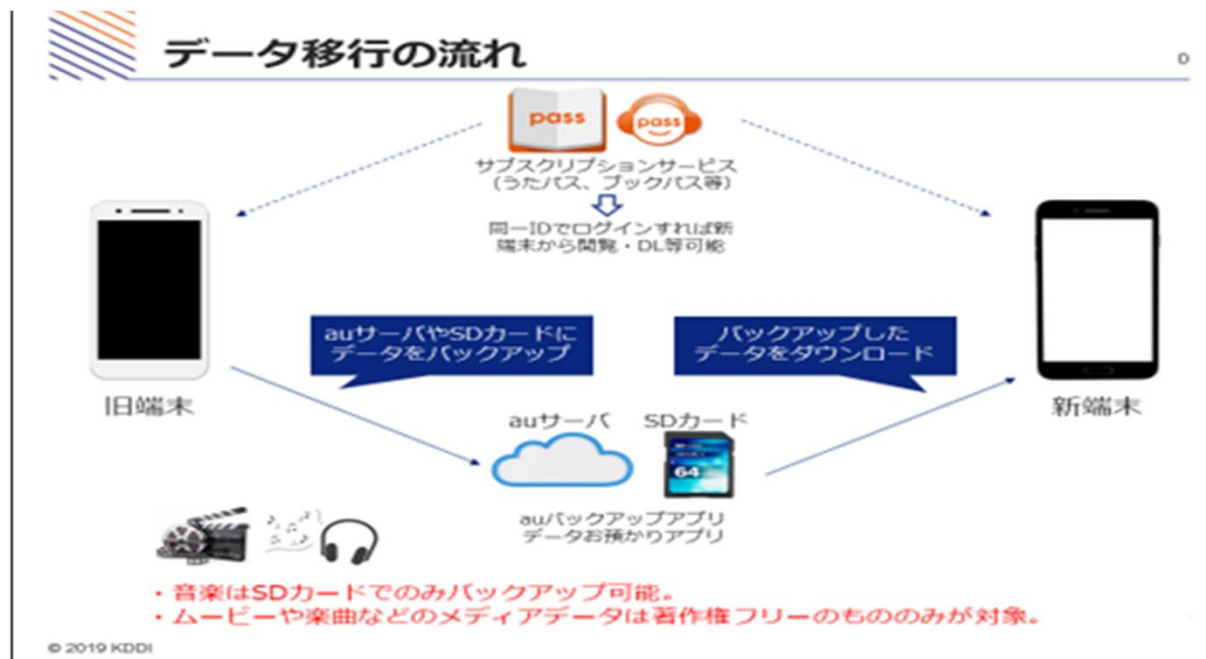
家電量販店における映像・音声コンテンツの視聴

著作物の思想感情の享受がないという要件をコンピュータによる機能的・経済的享受がないことと読み替える解釈（文化庁・通説？）

(3) 47条の4が提起する問題点

本条は問題点がないと言える。各号例示規定の類推適用事案を模索することになる。

産業座談会で検討されて事例 機種変更に伴う旧デバイス内にあるコンテンツの一時的保存



47条の4第2項2号の類推適用

(4) 47条の5が提起する問題点

同条1項1号（情報検索）、2号（情報解析）における軽微利用

同条1項3号政令指定の要件である付随性の要件に関する考え方

付随性を主たる情報提供とは別の利用形態として存在しなければならないとする考え（文化庁）。コンテンツの制作に他のコンテンツを一部として利用することを許さない。

= 外側説

付随性を主たる情報提供の一部としての利用形態を含むとする考え（審議会委員意見）。

コンテンツの制作に他のコンテンツを一部として取り込んで利用することを許す。

= 内側説

(5) 書籍検索サービスの軽微利用の基本的考え方

基本思想：軽微利用は、何を論じている書籍か（検索の目的）を示し得て、どう論じているか（書籍の思想）を示さない範囲でなければならない。

著作物単位でみる軽微性：如何に小さな著作物（短歌、俳句等）であっても著作物の全部利用は許容しない。

書籍単位でみる軽微性：スニペット表示は1頁の最大8分の1～10分の1の範囲とし、1検索語に対応するスニペットの数に上限を設け全体が読み込めないシステムとする。

セキュリティに対する攻撃の考慮：複数検索語・多数のコンピュータによる攻撃に対して表示の限界を設けるか。

目次の全部利用：これに反対はない。目次は編集著作物の全部利用になるのではないか。

書籍検索サービスの対象：著作物か書籍か

2 軽微利用ガイドライン検討の要素

(1) 47条の5第1項の要件

(2) Google Books裁判の結果の参照

(3) 付随的著作物の利用に関する他の条項の解釈

- (4) スニペットの「占める割合に関する」考え方
- (5) 書籍検索サービスにおけるスニペットは「利用に供される部分の量」によって考察する
- (6) 1つのスニペットにおける量（表示される行数）の決定方法
- (7) 書籍検索サービスにおける検索情報のスニペットの個数
- (8) 異時・複数コンピュータ・複数用語検索による限界出力

(9) 目次の表示

(10) ガイドラインによる制度の確立と個別的権利行使の関係

(11) 47条の5第1項における著作物の捉え方

(12) 個別権利行使の制度的保障

(13) 47条の5第2項情報解析による対象著書情報の顕出との競合